

離島振興法に基づく非公共事業の指定について

1. 経緯

- (1) 改正離島振興法(平成15年4月施行)では、離島の地理的・自然的特性を「価値ある地域差」としてとらえ直し、地域の主体性と創意工夫を發揮しつつ、自立的発展を促進することを目的において明確化。
- (2) また、配慮事項を追加するとともに、従来の公共事業のみの施策体系から、新たに地域の様々な創意工夫を生かした取り組みを促進するため、非公共事業に対する助成措置を規定(法第7条第4項関係)。
- (3) 具体的な内容は次の通り(同法施行令第3条関係)。
 - ・交流の促進に関する事業(第1号関係)
 - ・離島振興対策実施地域の振興に必要なものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が主務大臣と協議して指定する事業(以下「指定事業」という)を定めること(第2号関係)
- (4) これまでに法に基づく指定を行った実績はない。

2. 今回の事業指定の考え方

- (1) 離島振興計画に基づく事業で公共事業以外のもの
- (2) 昨年8月に取りまとめた離島振興計画の進捗状況から課題が明確になったもの
- (3) 平成14年度法改正に関連した以下の事項に配慮
 - ① 無医地区以外の地区での必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備(法第10条関係)
 - ② 産業の振興、医療及び教育の充実を図るための情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実(法第13条関係)
 - ③ 離島の特性に即した農林水産業の振興を図るための生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進(法第14条関係)
 - ④ 離島と国内及び国外の地域との交流の促進(法第17条関係)

3. 今回の指定事業の案

上記の考え方従って、法改正後に新設・拡充等がなされた離島地域や条件不利地域等を対象とする国支援事業を念頭に置きながら、以下の事業を指定することとしてはどうか。これにより、当該事業について、国が支援することの重要性が離島振興法の枠組みにおいて明確化される。

① 無医地区以外の地区における医師等の確保及び離島医療支援に関する事業

〔 国の支援事業：へき地保健医療対策費：45億円
医療施設等設備整備費：9億円
医療施設等施設整備費：5億円 〕

② 離島地域における高度情報通信ネットワーク等の充実に関する事業

〔 国の支援事業：地域情報通信基盤整備推進交付金：53億円
無線システム普及支援事業：34億円 〕

③ 離島漁業の再生に関する事業

〔 国の支援事業：離島漁業再生支援交付金：17億円 〕

(注) 支援事業の内容は別紙のとおり。金額は、平成18年度予算政府案。

4. 今後のスケジュール

本分科会の意見を踏まえて、年度内に共管3大臣による指定を行う。同時に、平成18年度予算の成立後、対象となる国支援事業を選定する。これらについて、関係都道県に対し周知を図るとともにホームページ等に公表するものとする。

【参照条文】

○離島振興法（昭和28年7月22日法律第72号）第7条第4項

国は、第一項及び第二項に規定する事業のほか、離島振興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

○離島振興法施行令（昭和43年3月5日政令第27号）第3条

法第七条第四項の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 離島の地理的及び自然的特性を生かした国内及び国外の地域との交流（産業の振興、教育及び文化の振興又は観光の開発に資するものに限る。）のための施設の整備に関する事業その他当該交流の促進に関する事業
- 二 前号に掲げるもののほか、離島振興対策実施地域の振興に必要なものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業に関する主務大臣と協議して指定する事業

へき地保健医療対策の推進 (平成 17 年度予算額) (平成 18 年度予定額) [5,754 百万円 → 4,503 百万円]

山村、離島等へき地における医療の確保については、昭和 31 年度以来、「へき地保健医療計画」を策定し、二次医療圏単位での各種施策を講じてきたところであるが、新たに平成 18 年度から 22 年度までの 5 か年を計画期間とした第 10 次計画が始まることとなるがこれまで取り組んできた第 9 次計画に引き続き、都道府県単位での広域的な支援体制を整備することにより、総合的なへき地保健医療対策を推進することとしている。

(1) へき地医療支援機構の運営 [333 百万円 → 477 百万円]

都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画と調整を行う。

(43 か所 → 41 か所)

(2) へき地医療拠点病院等の運営 [3,464 百万円 → 3,418 百万円]

へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。

ア. へき地医療拠点病院運営費

(162 か所 → 162 か所) 720 百万円 → 720 百万円

イ. へき地保健指導所運営費

(43 か所 → 43 か所) 65 百万円 → 65 百万円

ウ. へき地診療所運営費

(810 か所 → 811 か所) 2,679 百万円 → 2,633 百万円

(3) へき地巡回診療の実施 [52 百万円 → 51 百万円]

無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人員費及び巡回診療車等の経費について補助を行い、巡回診療を実施する。

ア. 巡回診療車(医 科) 91 台 → 91 台

イ. 巡回診療車(歯 科) 52 台 → 52 台

ウ. 離島歯科診療班 44 班 → 44 班

エ. 沖縄へき地歯科診療班 1 班 → 1 班

(4) へき地医療情報システム等 [591 百万円 → 332 百万円]

ア. へき地医療情報システム

へき地保健医療情報システムを活用した情報提供・情報交換等を円滑・効率的に実施するため、担当責任者(医師)を配置した「へき地医療情報センター」を設置したところであるが、平成 18 年度は新たに、へき地・離島診療所に勤務する医師からの診療相談に 24 時間応えることができる医師を配置する。

また、地域医療へ従事する医師の確保を図るため、医療機関を退職した医師を活用し再就業の支援を目的とした再教育を行うための講習会を行う。

イ. へき地診療支援システム等

(ア)へき地診療所サポートシステム 33 か所 → 33 か所

(イ)静止画像等伝送システム 19 か所 → 19 か所

(ウ)特定地域保健医療システム 16 か所 → 16 か所

ウ. 地域医療の充実のための遠隔医療補助事業

へき地・離島等の理由により往診・通院が困難な慢性疾患の患者等に対し、医療機関より映像及び音声等の双方向機能を有する伝送設備(テレビ電話等)を貸与し、遠隔医療を支援する。

(10 か所 → 10 か所)

(5) 無医地区医師派遣等(内閣府計上) [1,315 百万円 → 224 百万円]

ア. 無医地区医師派遣(沖縄県が行うへき地診療所への医師派遣事業) 及び沖縄県が県立病院において実施する専門研修事業に対する補助

125 百万円 → 160 百万円

イ. へき地診療所等整備(沖縄県等が行う県立病院やへき地診療所の整備)

1,190 百万円 → 64 百万円

医療施設等 設備 整備費補助金の概要

I 予定額

17年度予算額 2,620,000千円	→	18年度予定額 853,398千円
------------------------	---	----------------------

II 要旨

これまでの医療施設等設備整備費は、新たな医療計画制度等の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健・健康増進体制との連携充実を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により救急医療施設運営費や地域保健対策事業費等について補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営等を可能とする統合補助金へ移行することとなるが、離島を含むへき地に所在する医療施設等に対する補助制度は従前のとおり存続させるものである。

III 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》	補助率
へき地医療拠点病院	1/2
へき地診療所	1/2、 3/4
へき地患者輸送車（艇）	1/2
へき地巡回診療車（船）	1/2
ヘリコプター	1/2
離島歯科巡回診療用設備	1/2
過疎地域等特定診療所	1/2
へき地保健指導所	1/3、 1/2
へき地・離島診療支援システム設備	1/2
沖縄医療施設	3/4
奄美群島医療施設	1/2
地域医療充実のための遠隔医療設備	1/2
臨床研修病院支援システム	1/2

医療施設等 施設 整備費補助金の概要

I 予定額

17年度予算額 15,382,020千円	→	18年度予定額 500,764千円
-------------------------	---	----------------------

II 要旨

これまでの医療施設等施設整備費は、新たな医療計画制度等の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健・健康増進体制との連携充実を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、救急医療施設や周産期医療施設等の施設整備に対して交付金を交付する仕組みへ移行することとなるが、離島を含むへき地に所在する医療施設等に対する補助制度は従前のとおり存続させるものである。

III 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》	補助率
へき地医療拠点病院	1/2
へき地診療所	1/2
過疎地域等特定診療所	1/2
へき地保健指導所	1/3、 1/2
研修医のための研修施設	1/2
臨床研修病院	1/2
医師臨床研修病院研修医環境整備	1/3

地域情報通信基盤整備推進交付金

地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差（デジタルディバイド）を是正することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図る。

1 施策の概要

サービスの種別による事業の区分を廃し、ケーブルテレビ、ADSL、FWAなど地域間の情報格差是正に必要となる施設を幅広く支援の対象とすることにより、地域の柔軟かつ効率的なICT基盤整備を推進。

(1) 交付対象主体及び交付率

① 条件不利地域に該当する市町村（交付率：1/3）

（注）条件不利地域とは、過疎、辺地、離島（奄美及び小笠原を含む。）、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域をいう。

② ①を含む合併市町村又は連携主体（交付率：1/3）

（注）合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り交付対象とする。

③ 第三セクター法人（交付率：1/4）

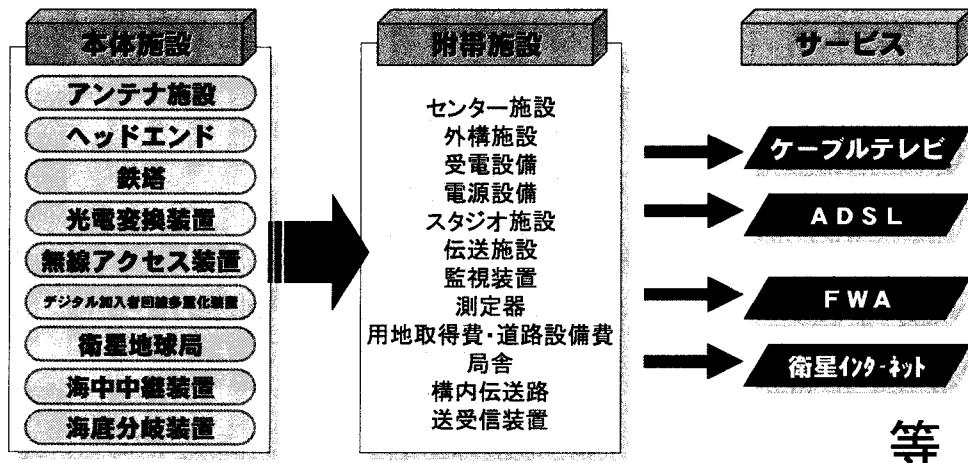
(2) 交付対象施設

①からサービスを決定する主要な施設を選択し、それに附帯して効用を発揮する施設を②から必要な範囲で選択することで、地域に最も適したICT基盤整備を推進。

① 本体施設（アンテナ施設、ヘッドエンド、鉄塔、光電変換装置、無線アクセス装置、デジタル加入者回線多重化装置、衛星地球局、海中中継装置、海中分岐装置 等）

② 付帯施設（センター施設、受電設備、電源設備、伝送施設、監視装置、構内伝送路、送受信装置 等）

2 施策のイメージ



地域の知恵と工夫を活かしつつ、柔軟かつ効率的な情報格差の解消を推進

3 所要経費

平成18年度予算予定額

一般会計

5, 257百万円

平成17年度予算額

—

無線システム普及支援事業の概要

1 目的

電波の有効利用に資することとなる有線伝送路の整備を通じ、携帯電話等の無線システムの普及を支援することにより、無線システムの利用可能な地域の拡大を図り、電波の有効かつ公平な利用を確保する。

2 事業の概要

携帯電話事業者等が携帯電話等の無線システムによるサービスを提供しようとする場合に、当該システムに必要な有線伝送路を整備し、これを低廉な価格で当該携帯電話事業者等に貸与する公益法人に対して、国がその整備費用の一部を補助する。

ア 事業主体：公益法人

イ 対象地域：過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯

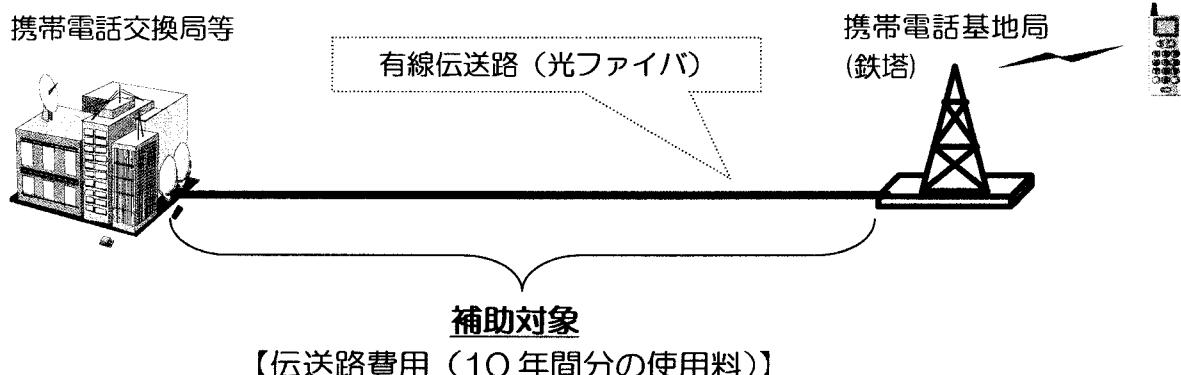
ウ 補助対象：伝送路費用

※中継回線事業者(NTT 地域会社等)の設備の 10 年間分の使用料

エ 補助率：1/2 (世帯数が 100 未満の場合 2/3)

国 1/2

公益法人 1/2



3 所要経費

一般会計 (公益法人への補助)	平成 18 年度予算内示額 3,371 百万円	平成 17 年度予算額 2,946 百万円
--------------------	----------------------------	--------------------------

離島漁業再生支援交付金（継続）

1 趣旨

離島は、一般に輸送、生産資材の取得など、販売・生産の面で不利な条件にあり、近年、消費者の鮮度志向が強まる中で、特に、販売面での不利が決定的なものとなりつつある。

また、漁業が基幹産業である離島においても、漁業者の減少や高齢化が進んでいくが、これまで、離島の漁業者が海域環境を適切に管理・保全することにより、周辺水域の有効利用を図ってきており、このまま放置すれば、漁場の活用が十分に行われないだけでなく、本土の漁業者にとっての前進基地としての機能も失われていく懸念がある。

こうした厳しい状況にある離島漁業の再生を図るためにには、本土に比べ比較的優位にあり、離島にとっての大切な地域資源である漁場の生産力の向上を図りつつ、各島の特色を生かした地域の創意工夫により、その最大限の活用を行う必要がある。

このためには、漁業の基盤となる漁場の生産力の向上や利用に関する話し合いを通じて、必要な場合には、既存の慣行を見直し、漁場の合理的な利用や新たな取組を行うための環境を整えるとともに、漁場の生産力の向上や集落の創意工夫を活かした新たな取組を促進する必要があることから、その取組を下支えするために必要な経費を交付金により支援することとする。

平成16年8月には、水産業・漁村の多面的機能に関し、内容及び評価について日本学術会議の答申が得られたところであるが、湧昇流に恵まれ、自然海岸や藻場が残る離島周辺の海域は、我が国にとって貴重な漁場であるとともに、良好な自然環境を有しており、本事業の実施による離島漁業の再生を通じて、離島の水産業・漁村において、特に高い機能を発揮している良好な海域環境の保全や国境監視といった多面的機能の維持増進が図られることになる。

2 事業内容

（1）離島漁業再生支援交付金

中核的なグループが中心となって、共同で漁業の再生に取り組む離島の漁業集落（地区）に対し、交付金を交付する

① 対象地域

離島振興法の指定離島及び沖縄・奄美・小笠原の各特措法の対象地域（ただし、本土と架橋で結ばれている離島等を除く。）

（※）なお、本土に近接している離島については、地理的・経済的・社会的な不利性等が高いとして、都道府県が認めた離島とする

② 対象行為

- (a) 漁場の生産力の向上と利用に関する話し合い（集落協定の策定）
- (b) 漁場の生産力の向上に関する取組（種苗放流、藻場の管理・改善、植樹、海岸・海底清掃、漁場監視等）
- (c) 集落の創意工夫を活かした新たな取組

（2）離島漁業再生支援推進交付金

都道府県、市町村が実施する交付金の交付に関する説明会の開催、審査、確認事務等

3 事業実施主体 都道府県、市町村

4 事業実施期間 平成17年度～平成21年度

5 平成18年度概算決定額（前年度予算額） 1,725,024千円（1,740,024千円）

（1）離島漁業再生支援交付金 1,671,650千円（1,671,650千円）

（2）離島漁業再生支援推進交付金 53,374千円（ 68,374千円）

6 交付率 定額